

入札説明書

(郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

- 発注者(契約権者) 福島県県中建設事務所長 和知 聡
- 入札に付する事項
公告に示すとおり。
なお、買入をする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
なお、参加資格制限者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け(物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。)となることは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認のこと。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。
当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により別途通知する。
なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。
 - 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(様式任意)
※ 申請者の登録印により証明を行うこと。
 - 製造元からの、当該参加資格制限業者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先となっていない旨の証明書又は申請者の登録印による確認書(様式任意)
- 入札書の提出場所等
 - 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和7年3月5日(水) 午後5時00分 福島県三春土木事務所
なお、申請書類は郵送を可とする。
 - 入札書の提出期限及び送付先
令和7年3月19日(水) 午後5時00分まで必着(書留郵便による) 福島県三春土木事務所
 - 開札の日時及び場所
令和7年3月21日(金) 午前11時00分 福島県三春合同庁舎 2階 大会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)に指定する日時までに郵送すること。
- (2) **入札書を郵送(書留郵便に限る。)**する際は、**二重封筒とし、入札書の中封筒に密封**のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限まで必着となるように**書留郵便**で送付すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ **[3月21日 開札「件名：常温合材一般競争入札」の入札書在中]**

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には1袋あたりの単価を記載すること。

ただし、単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払い金額は、契約単価に納入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。
再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効(ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県県中建設事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、物品の仕様等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該物品の仕様等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により、福島県三春土木事務所に令和7年2月27日(木)午後5時までに説明を求めることができる。
県は、入札説明書に関する回答書(第2号様式)にて福島県県中建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札書は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に到着するよう提出しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む)
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に100分の110を乗じて得た額に、更に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記1)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、令和7年3月31日(月)までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

購入契約書(案)及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該調達契約に関する事務を担当する部門

上記5の(1)と同じである。

福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2号において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これら全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(18)まで (略)

2 (略)

別記

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000～999)を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号(0、1、2・・・)を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社(有資格者コード 000212003)・・・くじ番号 1
B社(有資格者コード 100033645)・・・くじ番号 2
C社(有資格者コード 000003025)・・・くじ番号 0

2 くじの数の和と求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社(くじの数 123) 合計(123+072+452=647)
B社(くじの数 072)
C社(くじの数 452) 余り(647÷3=215・・・余り2)

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

常温合材単価購入契約書（案）

下記物品の購入について発注者「 福島県 」を甲とし、受注者「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

品目、予定数量及び契約単価

物品名	規格・品質	単位	予定数量	契約単価
常温合材	全天候型 1袋 15kg	袋	2,800	円

契約単価に消費税及び地方消費税は含まない

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
納入場所 三春土木事務所
納入方法 別紙仕様書のとおり
契約保証金 契約金額の100分の5以上（財務規則第229条第1項第各号に該当する場合は免除）

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期間内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期間内に当該物品を分納することができる。

（納入の通知）

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その

物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 乙は、毎月毎の物品納品数量について、請求書を翌月10日までに、甲に提出しなければならない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると
き。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する
ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方とし
ていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこ
れに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関
係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該
当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約単価に予定数量を乗
じた額に、100分の110を乗じて得た額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければなら
ない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しな
ければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の
場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行
不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定
により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）
の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）
の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延
長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に
当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこ
れを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で
計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若し
くはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、
甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。こ
の場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は
担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否か
を問わず、賠償金として、支払い済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなけ

ればならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量の取扱）

第16条 当該契約期間中、予定数量に満たなくても残数量については、期間満了日をもって打切るものとし、また、予定数量を超えても同一単価により購入するものとする。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県郡山市麓山1丁目1番1号
氏 名 福島県
福島県県中建設事務所長 和知 聡 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

常温アスファルト合材購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、福島県三春土木事務所が使用する常温アスファルト合材（以下「常温合材」という。）購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入物品及び予定数量

全天候型常温合材（15kg/袋） 2,800 袋

第3条 仕様

道路パトロール時及び緊急時に使用することを考慮し、以下の項目すべて該当する常温合材とする。

1 1袋あたりの重量

1袋あたり15kg詰めのものとする。

2 骨材

骨材最大粒径が、5mmのものとする。

3 品質・性能等

- (1) 三春土木事務所において、購入実績がある「オレンジパッチ（山王(株)）」と同等程度またはこれ以上の耐久性等を有するものであること。
- (2) 雨の日や水たまりでも使用可能であるもの。
- (3) 車両のタイヤに付着しない又は付着しにくいものであること。
- (4) 三春土木事務所管内の季節に応じて粘度調整を行い、施工しやすい粘度を確保しているもの。
- (5) 未開封の状態、製造から3ヶ月程度経過した製品であっても、耐久性、粘度等の品質に大きな変化がないこと。
- (6) 開封後、数日は保存が可能であるもの。
- (7) 袋の開封性を工夫し、開けやすくなっているもの。

4 施工性

- (1) 下準備
常温合材を充填する前の下準備は、ゴミや砂などを取り除く作業のみであること。（下処理用のコート剤を必要とする作業を伴わないもの。）
- (2) 敷きならし
常温合材をスコップで敷きならしが可能であること。
- (3) 締め固め
締め固め用機械（プレート等）を使用せずに、人力または車両のタイヤで締め固めが可能であること。

(4) 材料

上記 (1) から (3) の一連作業において、使用する原材料は常温合材のみであること。(常温合材以外の原材料は使用しないもの。)

(5) 交通解放

補修作業後直ちに一般車両の通行が可能であるもの。

第4条 納入計画書

アスファルト合材納入者は(以下「納入者」という。)、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を契約後速やかに担当監督員(以下「監督員」という。)に提出するものとする。

第5条 常温合材の製造

監督員から納入の依頼があつてから製造・袋詰めを行わなければならない。

第6条 納入期限

納入者は、監督員から納入依頼があつた日から5日以内(休日、祝日、監督員からの依頼が午後の場合の日は含めない。)に納入しなければならない。

なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

第7条 納入場所、荷下ろし

納入場所は、三春土木事務所及び監督員が指定する場所とする。納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第8条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、監督員が不良品と判断した製品、製造が納入の依頼日より以前のものと確認した製品など不合格であると判断した場合は、ただちに再納入をしなければならない。

第9条 納入後

監督員が、本仕様書第3条第3項(5)および第3条第4項(6)を満足していない製品と判断した場合は、納入者は速やかに交換しなければならない。

第10条 空袋

使用済みの空袋については、納入者が2ヶ月程度に1度の頻度で無償で回収するものとする。

第11条 契約の解除

本仕様書を満足しない事項が発生した場合、契約を解除することができる。

第12条 その他

本仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。